広島市ペット霊園の設置等に関する指導要綱運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市ペット霊園の設置等に関する指導要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 第2条 この要領において使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるものとする。
- 2 要綱第2条第9号の「人家」とは、人が居住するための家屋をいい、建築中の家屋及び空家(廃屋を除 く。)を含むものとする。
- 3 要綱第2条第9号の「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
- 4 要綱第2条第9号の「保育所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。
- 5 要綱第2条第9号の「病院」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する 病院、同条第2項に規定する診療所であって入院施設を有するもの及び同法第2条第1項に規定する助 産所であって入所施設を有するものをいう。
- 6 要綱第2条第9号の「老人福祉施設」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の3に 規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健 施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。

(事前協議)

第3条 要綱第6条第1項の事業計画書には、別表1に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が認めたときは、添付図書の一部を省略することができるものとする。

(変更に係る事前協議)

- 第4条 要綱第9条第1項の変更事業計画書には、別表1に掲げる図書を添付するものとする。ただし、 市長が認めたときは、添付図書の一部を省略することができるものとする。
- 2 要綱第9条第2項の規定により準用する要綱第4条及び第5条の規定による手続において、近隣関係者の範囲の起点には、墓地、納骨堂及び火葬施設の既設部分に係る境界を含まないものとする。

(関係機関との連携等)

第5条 要綱第14条第1項第5号の市長が必要と認める部署は、別表2に掲げるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年12月15日から施行する。

(既設ペット霊園の届出)

2 要綱附則第2項の既設ペット霊園届出書には別表3に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が認めたときは、添付図書の一部を省略することができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (要領第3条及び第4条関係)

別表 1	(要領第3条及び第4条関係)	
	図書	備考
	ペット霊園事業者の登記事	**** *
	項証明書(ペット霊園事業	
1		原則として提出前3か月以内の日付であること。
	者が個人の場合は住民票の	
	写し。)	
	ペット霊園の区域の土地及	
2	び建物(以下「土地等」とい	原則として提出前3か月以内の日付であること。
	う。) の登記事項証明書	
3	ペット霊園の区域の土地等	承諾書には、土地等の所在地、ペット霊園を設置等することに
	の所有者の承諾書及び印鑑	承諾する旨等が記載されていること。
	証明書(土地等がペット霊	承諾書の印影が印鑑証明書と同一であること。
	園事業者の所有でない場	原則として提出前3か月以内の日付であること。
	合。)	が対しして促出的もが対象についましてのもこと。
	不動産登記法(平成16年	
	法律第123号)第14条	
4	第1項の地図又は同条第4	ペット霊園の区域が朱色で区分されていること。
4	項の地図に準ずる図面の写	フィ亚西の巨視の木口で巨力でなりていること。
		。)
		ペット霊園の区域が朱色で区分され、周辺(300メートル以
5	位置図	内)の主要な公共施設、主要道路等からの位置が明確であり、方
		位・縮尺が記載されていること。
		1/2,500以上の地図に、ペット霊園の区域を朱書きに
	現況図	し、方位・縮尺・人家等を記載し、墓地の境界から100メー
6		トル、納骨堂の境界から50メートル及び火葬施設の境界から
		200メートルの範囲を示す線が記載されていること。
	平面図(納骨堂及び火葬施	ペット霊園の区域の面積が明示されていること。
		墓地にあっては、墓地面積、墓所面積(墓地の中で墳墓を設置す
		る区域の面積をいう。)及び区画数が明示されていること。
7		納骨堂にあっては、建築面積及び壇数が明示されていること。
'	設の場合は各階平面図。)	火葬施設にあっては、建築面積及び炉数が明示されているこ
		と。
		要綱第7条の設置基準に係る事項が明示されていること。
0	姿図(納骨堂及び火葬施設	 亜綱笠7冬の記器甘淮に仮る東西が明子されていること
8	の場合は立面図。)	要綱第7条の設置基準に係る事項が明示されていること。
	飲用水の汚染その他公衆衛	
9	生上支障がないと判断した	飲用水の汚染その他公衆衛生上支障がないと判断した理由が明
		示されていること。
	理由書(埋葬を行う場合。)	
	火葬設備の構造、処理能力	
1 0	その他の仕様を記載した書	要綱第7条の設置基準に係る事項が明示されていること。
<u></u>	類	
		化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)、消防法(昭
		和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年法律第20
		1号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、森林法(昭
1 1		
		和26年法律第249号)、農地法(昭和27年法律第229
		号)、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第
	 関係法令の対応報告書	55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によること
		とされた同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律
		第191号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、大気汚
		染防止法(昭和43年法律第97号)、都市計画法(昭和43年
		法律第100号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和4
		5年法律第137号)その他関係法令に関する対応状況が明示さ
		れていること。
1.0	その他市長が必要と認める	
1 2	書類	
<u> </u>	1	

別表2(要領第5条関係)

市長が必要と認める部署 市民局文化スポーツ部文化振興課

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

健康福祉局高齢福祉部介護保険課

動物愛護センター

こども未来局幼保給付課

環境局業務部産業廃棄物指導課

経済観光局農林水産部農林整備課

都市整備局西風新都整備部(西風新都地区及びその周辺の場合。)

都市整備局緑化推進部公園整備課

都市整備局指導部宅地開発指導課

道路交通局道路部道路計画課

【中区、東区、南区及び西区について】

市民部区政調整課

建設部維持管理課

建設部建築課

建設部地域整備課

【安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区について】

市民部区政調整課

農林建設部維持管理課

農林建設部農林課

農林建設部建築課

農林建設部地域整備課

消防局予防部指導課

教育委員会学校教育部健康教育課

農業委員会事務局

別表3 (要領附則第2項関係)

別表 3	(要領附則第24関係)	
	図書	備考
1	ペット霊園事業者の登記事 項証明書(ペット霊園事業 者が個人の場合は住民票の 写し。)	原則として提出前3か月以内の日付であること。
2	ペット霊園の区域の土地等 の登記事項証明書	原則として提出前3か月以内の日付であること。
3	不動産登記法(平成16年 法律第123号)第14条 第1項の地図又は同条第4 項の地図に準ずる図面の写 し	ペット霊園の区域が朱色で区分されていること。
4	位置図	ペット霊園の区域が朱色で区分され、周辺(300メートル以内)の主要な公共施設、主要道路等からの位置が明確であり、方位・縮尺が記載されていること。
5	平面図(納骨堂及び火葬施 設の場合は各階平面図。)	ペット霊園の区域の面積が明示されていること。 墓地にあっては、墓地面積、墓所面積(墓地の中で墳墓を設置する区域の面積をいう。)及び区画数が明示されていること。 納骨堂にあっては、建築面積及び壇数が明示されていること。 火葬施設にあっては、建築面積及び炉数が明示されていること。 と。 要綱第7条の設置基準に係る事項が明示されていること。
6	姿図 (納骨堂及び火葬施設 の場合は立面図。)	要綱第7条の設置基準に係る事項が明示されていること。
7	火葬設備の構造、処理能力 その他の仕様を記載した書 類	要綱第7条の設置基準に係る事項が明示されていること。
8	その他市長が必要と認める 書類	